

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

やすらぎとふれあうまち『ごうど』再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県安八郡神戸町

3 地域再生計画の区域

岐阜県安八郡神戸町の全域

4 地域再生計画の目標

神戸町は、岐阜県の南西部に位置し、人口 20,920 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）面積 18.77 平方キロメートルで、町内を 5 つの一級河川が流れている。

古くから地下水が豊富かつ良質で、町中心部や南部地区では、かつては地下水が自噴し、各地で井戸が見られたほか、町内には和泉・河間池・清水といった湧水していた場所にちなむ地名が多いなど、水環境との関係が深い町である。

本町の産業は、かつては農業生産が中心であったが、地下水を利用した繊維工業主軸の工業振興が図られ、昭和 45 年に工業団地を造成し、優良企業の誘致に成功して以後は、各企業の操業を契機に、工業生産は飛躍的發展を遂げた。

一方、就業者の転入は人口の増加をもたらし、地域の生活様式・生活環境を大きく変化させることとなった。特に、近年では都市化の進展と地域の開発によって、生活雑排水が河川・水路を汚濁し、町民の生活に直接影響する都市型公害が増加してきている。

その結果、今では自噴や湧き水に生息していた貴重な魚種であるハリヨ（ハリンコ）の姿を見ることはできなくなり、また河川の護岸がコンクリート化したため、えさであるカワナが生息できなくなったことで、ホタルの数も激減することとなった。しかし、河川・水路は水や緑にふれあい、親しむことのできる空間であり、やすらぎの場、レクリエーションの場としても依然、重要な役割を果たしている。

このような中で、当町では、生活排水を処理するために平成 15 年度から公共下水道事業に着手、浄化槽の設置整備事業も同年から展開してはいるが、平成 16 年度末の汚水処理人口普及率は、6.5%と低い水準にとどまっている。

このため、汚水処理施設の整備を一層促進し、汚水処理人口普及率の上昇を目標とするほか、各河川の清流を再生することにより、水辺特有の自然植生やホタルなどの動植物の生息に適した環境の保全を図りながら、川岸を利用した親水公園の整備に努める。

さらに、観光客が誘致できる各種イベントを開催し、地元住民との交流などを通じ、地域の活性化を図ることにより、水環境の浄化を通じた地域の再生を目指す。

(目標1) 污水处理施設の整備促進(污水处理人口普及率を6.5%から15.0%に向上)

(目標2) 各種イベントの開催による観光人口の増加(55,000人 60,000人)

5 目標を達成するために必要な事業

5 1 全体の概要

公共下水道事業と浄化槽設置整備事業とを組み合わせることにより、污水处理施設の効率的な整備を図るとともに、污水处理人口普及率の向上を目指す。

整備の内容は、公共下水道事業では管渠工事による面的整備、浄化槽設置整備事業では個人設置型浄化槽の設置普及であり、事業間での流用も視野に入れながら支援措置を有効に活用し、河川環境の再生を図る。

5 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

污水处理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

・いずれも神戸町

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

・公共下水道 神戸町宮町・本町・鍛冶屋町・川西・下新町・上新町・横町・三津屋・昭和町・下宮・栄町・あさひ町・高塚・新瀬古の14地区(第1次認可区域の地区)

・浄化槽 上記以外で、認可区域に入っていない神戸町の全域

[事業期間]

・公共下水道 平成17年度～18年度

・浄化槽(個人設置型) 平成17年度～18年度

[事業費]

・公共下水道 606,000千円
(うち、単独 71,000千円)
(うち、国費267,500千円)

・浄化槽(個人設置型) 96,000千円
(うち、国費 32,000千円)

合 計 702,000千円
(うち、単独 71,000千円)
(うち、国費299,500千円)

[整備量]

・ 公共下水道	300 ~ 400	6 2 0 m		
	150 ~ 200	1 0 , 6 0 0 m		
・ 浄化槽 (個人設置型)	5 人槽	4 0 基	11 ~ 20 人槽	1 0 基
	6 ~ 7 人槽	7 4 基	21 ~ 30 人槽	8 基
	8 ~ 10 人槽	2 0 基	31 ~ 50 人槽	8 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 1 , 7 5 8 人

浄化槽 (個人設置型) 1 , 1 9 3 人

5 3 その他の事業

「該当無し」

6 計画期間

平成 1 7 年度 ~ 1 8 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、神戸町において 4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図る。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査結果を掌握し、必要な措置が生じた場合は速やかに対応する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

「該当無し」